

# 女性による殺人罪の量刑の変化

岩井 宜子  
渡邊 一弘

## 1. はじめに

殺人罪については、女性犯罪の中でも比較的高い割合で発生し、男性とは異なる特徴を示すと言われている。女性による殺人罪の量刑については、故中谷博士による研究<sup>1</sup>や、岩井による昭和50年代前半の生命犯確定判決を分析対象とした量刑基準の実証的研究<sup>2</sup>など、これまでも女性犯罪研究会により分析が試みられてきた。

本研究では、平成以降の女性による殺人事件の判決を収集し、多変量解析の手法で各量刑因子と現実の判決との相関を分析し、平成以降どのような要因が現実の量刑に強く影響を与えているのかについて、検討を試みた。分析に際しては、平成以降の分析結果と以前に岩井が行った昭和51年から55年の間の分析結果との比較を通じて、女性による殺人罪の量刑構造の変換についての検討を試みた。

## 2. 分析の手続

### (1) 女性による殺人事件の概観

分析に先立ち、本研究の調査対象期間における女性による殺人事件の特徴を分析し、これをふまえた上で、本研究の分析対象の資料適性について

(表-1) 殺人罪についての地方裁判所終局処理人員 (平成以降)

年度	総数 (A)	有 罪							無罪 (D)	その他
		死刑	懲 役 ・ 禁 錮					罰金・ 科料		
			無期	有期 (B)	うち執 行猶予 (C)	執行猶予率 C-(%)B	うち保護 観察付			
平成元年	760	2	8	736	160	21.7	42	—	10	4
2年	584	—	8	565	123	21.8	23	1	9	1
3年	642	1	13	621	146	23.5	21	—	—	7
4年	537	—	14	517	115	22.2	17	—	3	3
5年	582	2	9	561	135	24.1	21	—	4	6
6年	589	2	13	568	131	23.1	11	—	2	4
7年	640	—	8	627	111	17.7	22	—	2	3
8年	588	—	13	563	127	22.6	30	1	3	8
9年	657	1	5	638	136	21.3	37	—	7	6
10年	710	5	13	683	132	19.3	27	—	3	6
11年	666	4	22	636	124	19.5	27	—	—	4
12年	726	6	20	696	125	18.0	30	—	1	3
13年	747	5	20	706	135	19.1	30	—	3	13
14年	793	12	22	756	135	17.9	24	—	1	2
15年	666	4	22	636	124	19.5	27	—	—	4
16年	819	9	33	765	137	17.9	36	—	6	6
17年	825	11	38	766	140	18.3	35	—	2	8
18年	710	2	26	668	119	17.8	27	—	6	8
総数	12,241	66	307	11708	2355	(Ave.) 20.3	487	2	62	96

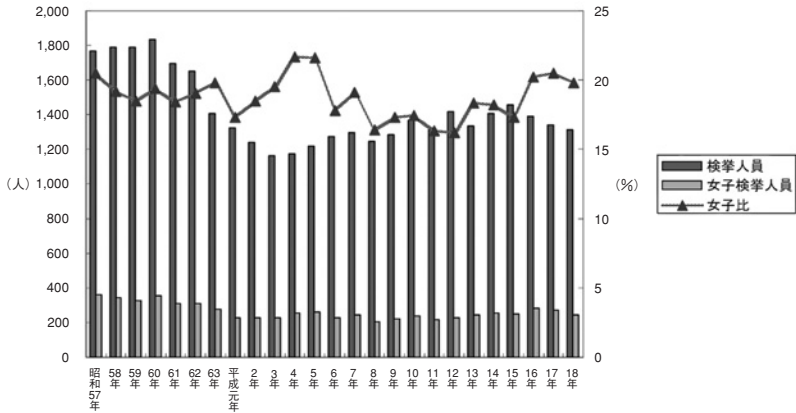
※1 司法統計年報による。

※2 終局処理の「その他」は、免訴・公訴棄却等である。

検討したい。

本研究では、関東管区および全国の主要都市の地方裁判所を中心に収集した、地方裁判所における「女性による殺人罪の確定判決」360ケースの内から無罪判決および量刑因子の客観化に困難が見られた事例を省いた

(図-1) 殺人罪についての検挙人員・女子検挙人員・女子比の推移



※警察庁の統計による。

354ケースを分析対象としている。内訳は、平成元年から平成14年までに女性による殺人事件で実刑となった判決計203ケース、同じく執行猶予となった判決計151ケースであり、事例全体に対する執行猶予判決の割合は42.7%、有期刑中においては43.5%である。

なお、平成以降に第1審裁判所で殺人罪により有罪とされた終局処理人員については、(表-1)に示した。(表-1)に示された総数については、無罪判決と免訴・公訴棄却等を含むものであり、また男性の事例も含めた数値ではあるが、平成元年から平成18年までの総計は12,241件となっている。

各種統計からは、直接、殺人罪についての第1審終局処理人員中の女性比の確認ができないため、殺人罪の検挙人員における女子比の推移を(図-1)に示した。これによれば、殺人罪検挙人員における女子比については、おおむね20%前後という割合が維持されている。

## (2) 女性による殺人事件の質的变化

女性による殺人罪の量刑について分析を行った上記の中谷研究(昭和30年代)、および岩井研究(昭和50年代前半)の分析対象から本研究の分析

(表-2-1) 女性による殺人罪被害者の種類別量刑分布—平成元年～14年

被害者類型	刑名 刑期	総数 (全体比)	執行 猶予率	懲役・執行猶予					懲役・実刑								死刑	
				1年 以下	1年6月 以下	2年 以下	2年6月 以下	3年 以下	1年 以下	1年6月 以下	2年 以下	2年6月 以下	3年 以下	5年 以下	10年 未満	10年 超		無期 懲役
総数		354(100.0%)	42.7%			8	11	132			1	11	21	59	74	30	6	1
夫・愛人・恋人(「元」を含む)		133( 37.6%)	31.6%			2	6	34				1	6	26	42	15	1	
実父母・義父母		24( 6.8%)	25.0%				1	5				1	2	4	8	2	1	
その他の親族		16( 4.5%)	56.3%			1	1	7					1	3	2	1		
実子(学齢以上)		61( 17.2%)	57.4%			2	1	32				5	5	12	4			
実子(就学前)		47( 13.3%)	61.7%			2		27			1	3	3	8	3			
実子(新生児)		30( 8.5%)	83.3%			1	1	23				3	2					
親族外知人等		43( 12.1%)	11.6%				1	4				1	1	4	15	12	4	1

(表-2-2) 女性による殺人罪被害者の種類別量刑分布—昭和50～55年

被害者類型	刑名 刑期	総数 (全体比)	執行 猶予率	懲役・執行猶予					懲役・実刑								死刑	
				1年 以下	1年6月 以下	2年 以下	2年6月 以下	3年 以下	1年 以下	1年6月 以下	2年 以下	2年6月 以下	3年 以下	5年 以下	10年 未満	10年 超		無期 懲役
総数		323(100.0%)	70.6%	3	3	16	13	193		2	9	7	19	30	18	7	2	1
夫・愛人		75( 23.2%)	48.0%		1	4	4	27				1	7	18	9	3	1	
親		12( 3.7%)	58.3%					7					1		3	1		
その他の親族		9( 2.8%)	55.6%		1			4			2			1	1			
子ども(成人)		12( 3.7%)	91.7%					11						1				
子ども(20歳未満)		75( 23.2%)	70.7%	1		2	3	47	1	3	3	7	6	2				
子ども(1歳未満)		26( 8.0%)	84.6%			1	3	18		1	1	1	1					
子ども(新生児)		90( 27.9%)	94.4%	2	1	7	2	73		1	2	1	1					
親族外知人等		24( 7.4%)	37.5%			2	1	6		1	1	3	2	3	3	1	1	

注) 岩井宜子「女性による殺人罪の量刑」慶應法学研究56巻8号3頁より。

(表-2-3) 女性による殺人罪被害者の種類別量刑分布—昭和30年

被害者類型	刑名 刑期	総数 (全体比)	執行 猶予率	懲役・執行猶予					懲役・実刑									
				1年 以下	1年6月 以下	2年 以下	2年6月 以下	3年 以下	1年 以下	1年6月 以下	2年 以下	2年6月 以下	3年 以下	5年 以下	10年 未満	10年 超	無期 懲役	
総数		130(100.0%)	73.1%	3	3	39	3	48	1	2	8	8	5	5	5	5	1	
夫・愛人		29( 22.3%)	69.0%	2		7		11			1		1	3	2	2		
親		4( 3.1%)	0.0%										1	1	2			
その他の親族		7( 5.4%)	85.7%			3	1	2							1			
子ども(成人)		4( 3.1%)	100.0%		1			3										
子ども(20歳未満)		34( 26.2%)	70.6%	1		9	2	12		1	4		5					
子ども(1歳未満)		13( 10.0%)	92.3%			5		7		1								
子ども(新生児)		27( 20.8%)	92.6%		1	13		11	1		1							
親族外知人等		12( 9.2%)	33.3%			2		2			2		2	1	1	1	1	1

注) 「殺人の罪に関する量刑資料」(上)(下)司法研修所調査叢書5号6号より抽出し集計した。

対象である平成年間への以降に伴い、女性による殺人事件について生じた質的・量的変化および司法処理の状況を検討するため、まず、本研究対象事例である平成以降の354ケース、昭和51年から55年の323ケース、そして参考として昭和30年の130ケースについて、女性による殺人罪被害者の種類別の量刑の分布状況を、それぞれ（表-2-1）、（表-2-2）、（表-2-3）に掲げた<sup>3</sup>。

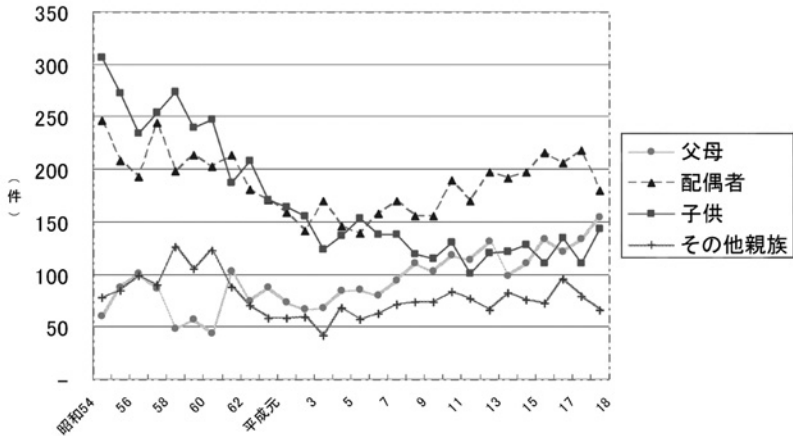
岩井はかつて、（表-2-2）と（表-2-3）の比較を通じ、両表においては、時代、対象期間、収集対象地域を異にしながら、被害者類型別分布、執行猶予率等において、かなり類似傾向が示されており、我が国の女性による殺人事例が、時代、地域を越えた普遍的特徴を持っていることをある程度示すものと思われると指摘した<sup>4</sup>。

これをふまえ、本研究の分析対象の量刑分布の状況（表-2-1）と（表-2-2）を比較すると、まず、被害者類型分布において、夫・愛人殺の顕著な増加（23.2%→37.6%）、新生児殺の顕著な減少（27.9%→8.5%）が見られる。量刑において、2つの表の比較から伺える傾向としては、①全体的な執行猶予率の低下（70.6%→42.7%）、そして②懲役・執行猶予群および懲役・実刑群ともに刑の長期化が見られる。

また、被害者類型ごとの量刑分布状況をみると、③女性による殺人罪については、子殺しと夫・愛人殺という家族殺が大半を占めるという傾向は維持されており、そして④子殺しについても厳罰化の傾向が伺えるのであるが、他の被害者類型と比較する限りにおいては、執行猶予率が高く、また刑期も短いという傾向は維持されている。なお、子殺しについても、⑤被害者がより幼いほど執行猶予率が高いという傾向も維持されている。

厳罰化傾向を導いた要因としては、（図-2）に示されるように、女性による殺人のなかでかなりの比率を占め、これまで軽減的に評価されてきた子殺し数の減少が考えられる。子殺しの減少の理由については、（図-3）に示されるように、嬰兒殺数が極端に減少しており、これは少子化の影響、

(図-2) 殺人罪に関する被疑者=被害者別検挙件数(親族等に限る)

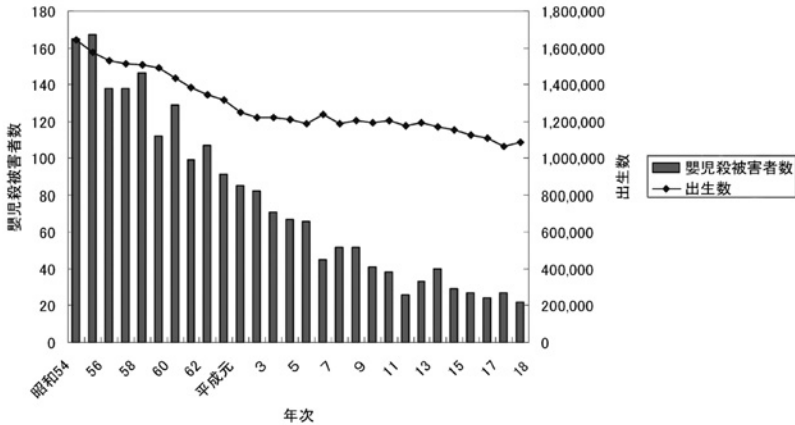


※1 警察庁の統計による。

※2 「父母」には、継父母を、「子供」には、養子及び継子をそれぞれ含む。

※3 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件、処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

(図-3) 嬰兒殺被害者数と出生数の推移



※警察庁の統計および厚生労働省の統計より作成。

エイズの知識の普及や避妊技術の進歩などにより、性交渉がより慎重に行われるようになったことなどによるものと指摘されている。また、我が国では、人工妊娠中絶が比較的容易に行われ、不用意に性交渉が行われやすい若年層においては、いまだ多く行われていることなども、要因と考えられよう<sup>5</sup>。(図-2)と(図-3)を照らし合わせてみると、嬰兒殺の被害者数と出生数の推移が、被害者が子である場合の減少傾向とほぼ連動している傾向が顕著に現れている<sup>6</sup>。それに加え、子殺し自体の執行猶予率の低下が顕著であることも、要因と考えられる。

なお、平成以降の殺人罪についての第1審裁判所の終局処理人員中の執行猶予率については、前出の(表-1)に示すように、平均で20.3%となっている。ここでの執行猶予率は、あくまで有期の懲役・禁錮により有罪となったものに占める執行猶予率であるが、この数値と比べると、(表-2-1)に示した平成以降の事例における執行猶予率：42.7%（有期刑においては43.5%）という数値は高率なものといえる。ここから、従来から指摘されているように、女性が一般に寛大に扱われるとの傾向は、全体的な厳罰化傾向にあっても、なお維持されていると評価することも出来よう。しかし、殺人事件については男女により内容・性質が大きく異なるため、量刑を検討するに際しても質的な分析を待って判断すべきといえる。

### (3) 量刑因子の説明

量刑因子の設定にあたっては、女性犯罪研究会による昭和50年代の女性による殺人事件を対象に行った先行研究との比較を念頭に置き、調査票を作成した。しかし、前回は因子として用いた「死体遺棄」などの項目については該当数がごく少数のため、今回は分析対象外としているなど多少の変更も加えている。

なお、本研究では分析対象を裁判判決としており、被告人の各般の問題性の認定や被告人の主観面などについても、あくまで判決文に現れた裁判

所の評価・認定を分析の対象としている。

分析に用いたのは、以下に示した7分類の28アイテム・78カテゴリーである。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| A 犯罪の態様に関する因子      | 15. 自殺企図           |
| 1. 既遂・未遂           | 16. 心神耗弱認定の認定      |
| 2. 殺害手段            | E 犯行の背景に関する因子      |
| 3. 殺害被害者数          | 17. 家庭内の人間関係の不和    |
| 4. 殺人以外の余罪の有無      | 18. 経済上の問題         |
| 5. 動機              | 19. 健康上の問題         |
| B 被告人の属性に関する因子     | 20. 夫の家庭内の暴力等の悩み   |
| 6. 犯行時年齢           | 21. 子供に関する悩み       |
| 7. 職業              | 22. その他家庭内の問題      |
| 8. 婚姻状態            | F 本人自身の問題に関する因子    |
| 9. 子供の有無・人数        | 23. 精神障害的徴候        |
| C 被害者に関する因子        | 24. 社会的孤立          |
| 10. 加害者＝被害者関係      | 25. その他の本人の悩み      |
| 11. 心身の疾患等の有無      | G 本人の生活態度に関する因子    |
| 12. 暴力・暴言等による犯罪誘発性 | 26. 浮気・男出入りが多い等の問題 |
| 13. その他の犯罪誘発性      | 27. 頻回転職           |
| D 軽減事由に関する因子       | 28. その他の生活態度の問題    |
| 14. 自首             |                    |

なお、小島弁護士は女性犯罪の量刑について、「私は、女性による殺人罪の量刑の分析とりわけ実刑と執行猶予を分ける基準の分析に当たっては、嬰兒殺か否か、既遂か未遂かが決定的に重要であると考える」との見解を述べた上で、岩井による実証的研究を挙げ、「……岩井の論文ではこの点を量刑因子と並列させて分析している点で疑問が残る」と指摘している<sup>7</sup>。



しかし、岩井も用いた多変量解析の手法によれば、量刑に影響を及ぼすと思われる複数の因子を並列に設定した上でも、分析においては、各因子相互の相関関係の存在による因子の重複評価の危険は解消され、他の因子に影響を受けない各因子それぞれの重みづけが可能となるのであり、特に「実刑か執行猶予か」というように2つの群への判別に際しての各因子の影響力の数量化においては、「林の数量化理論第Ⅱ類」は極めて有効であると考えられる。そのため、本研究においてもこの手法を用いることとした<sup>8</sup>。

#### (4) 分析の方法

分析方法については、調査項目をエクセルに入力し、「エスミ」社の統計解析ソフト「EXCEL 数量化理論」を用いて、数量化理論第Ⅱ類による解析を行った。

### 3. 実刑と執行猶予の基準

#### (1) 分析結果

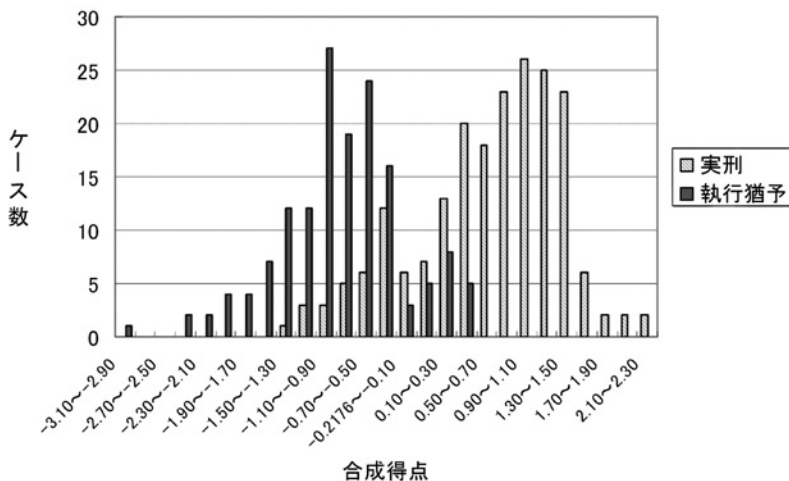
上記の手續に従い、平成以降の女性による殺人事件について実刑と執行猶予とを判別する識別表を作成し、これを識別表①とした。また、各事例について算出された合成得点の分布状況を示したものが<sup>9</sup>（図-4）である。

識別表①については、相関比が0.5409となっている。各因子のカテゴリースコアを算出し、ここでの判別中点-0.2176を判別基準点として合成得点分布状況を見てみると、実際の判決との一致率は85.6%となった。

ここでの分析結果について、アイテムとしての識別力の強さを示すレンジ値、および個別のカテゴリースコアにおける実刑を導く方向に働く加重的因子、執行猶予を導く方向に働く軽減的因子の各上位5項目を示したものが（表-3）である。

この分析結果を見ると、女性による殺人罪の量刑に関しては、「加害者

(図-4) 合成得点の分布状況



(表-3) 識別表①における分析結果の上位項目

	レンジ値	加重的因子	軽減的因子
1位	加害者＝被害者関係 (2.2879)	殺害被害者数が2人以上 (1.1056)	殺人類型が実子の新生児 殺 (-1.6151)
2位	既遂・未遂(1.6127)	他人を殺害した場合 (0.6728)	未遂事例 (-1.2528)
3位	殺害被害者数 (1.0637)	その他の親族を殺害した 場合 (0.6245)	動機が虐待・育児ノイロ ーゼ・子供不要・世間体 (-0.7381)
4位	動機(1.0308)	頻回転職が認められる場 合 (0.6049)	就学前の実子を殺害 (-0.6844)
5位	犯行時年齢(0.6062)	親を殺害した場合 (0.4792)	社会的孤立が認められる 場合 (-0.4335)

＝被害者関係」という要因の影響力が強いと示されているが、この要因については、昭和50年代前半の分析においても最も強い識別力を示していた。「加害者＝被害者関係」という量刑因子の評価を見てみると、まず、昭和50年代前半の識別表と比較しても、実子以外の者を殺害した場合には、す

べて実刑を導く加重的方向に機能している傾向は維持されていることが確認される。実子殺については、すべてのカテゴリーが軽減的方向に評価されているという点では共通するが、その機能は実子が幼いほど強く、子が成長するにつれてその軽減の評価は弱まっていくという点も、昭和50年代前半の分析結果と共通している。

他方、親殺しや夫・愛人等殺しについては、平成以降も昭和50年代前半と同様に加重的因子との評価が維持されている。もっとも、昭和50年代前半には実刑を導く方向に強く働く因子として上位に現れていたのであるが、平成以降、この因子の加重的要因としての機能は昭和50年代の分析結果に比して弱まってきている。

また、レンジ値で4位の強さの識別力を示す「動機」については、「虐待・育児ノイローゼ・子供不要・世間体」の場合に強く軽減的方向に働き、「服従・迎合、防衛・護身」の場合には、比較的強く加重的方向に働くことが示された。子供に関わる問題で悩みを動機とする場合には軽減的に評価されているのに対し、配偶者の命令に従ったり、自身の身を守った場合には加重的に評価されているという分析結果はドメスティック・バイオレンスという観点からは、十分それについての酌量がなされていないのではとの感がある。もっとも、育児ノイローゼと子供不要とを「子供に関する問題」として同じカテゴリーで評価することの適否、また配偶者に服従しての犯行と配偶者からの暴力に対する防衛行為も同一のカテゴリーで評価されていることなど、カテゴリーの分類方法の反省も含め、慎重な評価を要しよう。夫・愛人殺の増加は、DVに起因するものが多いのではと推測されるが、被害者からの犯罪誘発性は、レンジ値28位とほとんど実刑・執行猶予の判断には影響していないことが認められた。

識別表① 実刑と執行猶予との区分（平成以降）

アイテム	カテゴリー	実数	実刑	執行 猶予	カテゴ ースコア	レン ジ値
		354	203	151		
犯罪の態様に関する因子						
1. 既遂・未遂	既遂	275	185	90	0.3599	1.6127 (2位)
	未遂	79	18	61	-1.2528	
2. 殺害手段	絞殺・窒息殺	171	98	73	-0.0152	0.3375 (16位)
	撲殺・刺殺・射殺	150	88	62	-0.0092	
	溺殺・焼殺	22	11	11	0.0196	
	その他	11	6	5	0.3224	
3. 殺害被害者数	1人	338	189	149	-0.0481	1.0637 (3位)
	2人以上	16	14	2	1.0156	
4. 殺人以外の余罪の有無	殺人類型のみ	314	175	139	-0.0055	0.0483 (24位)
	殺人類型十余罪	40	28	12	0.0428	
5. 動機	利欲・信条・障害排除	76	46	30	0.0043	1.0308 (4位)
	情動	139	91	48	0.1284	
	貧困	33	19	14	-0.2466	
	精神異常	25	9	16	-0.1657	
	虐待・育児ノイローゼ・子供不要・世間体	23	4	19	-0.7381	
	服従・迎合、防衛・護身	23	19	4	0.2927	
	その他	35	15	20	0.1242	
被告人の属性に関する因子						
6. 犯行時年齢	24歳以下	46	23	23	0.0801	0.6062 (5位)
	25～29歳	37	20	17	0.0263	
	30～34歳	38	20	18	-0.0160	
	35～39歳	53	36	17	0.2742	
	40～49歳	74	42	32	-0.0626	
	50～59歳	61	40	21	0.0163	
	60歳～	45	22	23	-0.3320	
7. 職業	無職	172	90	82	-0.0192	0.0868 (23位)
	有職	168	104	64	0.0140	
	その他・不明	14	9	5	0.0676	
8. 婚姻状態	未婚	36	16	20	-0.2666	0.4212 (11位)
	法律婚・内縁	242	139	103	-0.0089	
	その他・不明	76	48	28	0.1546	
9. 子供の数	子供なし・不明	97	62	35	0.0469	0.3752 (13位)
	1～2人	191	101	90	0.0087	
	3人以上	50	31	19	-0.0192	
	子供の人数は不明	16	9	7	-0.3283	
被害者に関する因子						
10. 加害者＝被害者関係	夫・愛人・恋人(全て「元」を含む)	133	91	42	0.3431	2.2879 (1位)
	実父母・義父母	24	18	6	0.4792	
	他人(同僚・知人・友人・面識なし)	43	38	5	0.6728	
	実子(新生児)	30	5	25	-1.6151	
	実子(就学前)	47	18	29	-0.6844	
	実子(学齢以上)	61	26	35	-0.2531	

	その他の親族	16	7	9	0.6245	
11. 心身疾患等の有無	あり なし	61 293	22 181	39 112	-0.4316 0.0898	0.5214 (8位)
12. 暴力・暴言等による 犯罪誘発性	あり なし・特記なし	135 219	90 113	45 106	0.0049 -0.0030	0.0080 (28位)
13. その他の犯罪 誘発性	あり なし・特記なし	143 211	80 123	63 88	-0.1108 0.0751	0.1859 (18位)
<b>軽減事由に関する因子</b>						
14. 自首	あり なし・特記なし	67 287	42 161	25 126	0.0968 -0.0226	0.1194 (21位)
15. 自殺企図	あり なし・特記なし	29 325	18 185	11 140	-0.0313 0.0028	0.0341 (25位)
16. 心神耗弱	認定あり 認定なし	37 317	13 190	24 127	-0.4693 0.0548	0.5240 (7位)
<b>犯行の背景に関する因子</b>						
17. 家庭内の人間関係 の不和	配偶者と その他の成員と なし・特記なし	94 33 227	64 17 122	30 16 105	0.0586 -0.2900 0.0179	0.3486 (15位)
18. 経済上の問題	あり なし・特記なし	119 235	85 118	34 117	0.2412 -0.1222	0.3634 (14位)
19. 健康上の問題	あり なし・特記なし	97 257	49 154	48 103	-0.2965 0.1119	0.4084 (12位)
20. 夫の家庭内の暴力等 の悩み	あり なし・特記なし	55 299	42 161	13 138	-0.0181 0.0033	0.0214 (26位)
21. 子供に関する悩み	あり なし・特記なし	122 232	50 153	72 79	0.0886 -0.0466	0.1352 (20位)
22. その他家庭内の問題	あり なし・特記なし	118 236	75 128	43 108	0.1499 -0.0749	0.2248 (17位)
<b>本人自身の問題に関する因子</b>						
23. 精神障害的徴候	あり なし・特記なし	60 294	29 174	31 120	0.4064 -0.0829	0.4893 (9位)
24. 社会的孤立	あり なし・特記なし	15 339	4 199	11 140	-0.4335 0.0192	0.4526 (10位)
25. その他本人の悩み	あり なし・特記なし	76 278	48 155	28 123	0.1327 -0.0363	0.1690 (19位)
<b>本人の生活態度に関する因子</b>						
26. 浮気・男出入りが 多い等の問題	あり なし・特記なし	41 313	25 178	16 135	-0.0873 0.0114	0.0988 (22位)
27. 頻回転職	あり なし・特記なし	11 343	8 195	3 148	0.5861 -0.0188	0.6049 (6位)
28. その他の生活態度 の問題	あり なし・特記なし	87 267	56 147	31 120	-0.0158 0.0052	0.0210 (27位)

判別の中率 85.5%  
判別中点 -0.2176

相関比 0.5409

## (2) 識別表①における不適合事例

次に、量刑基準の分析をより精密化し、またこの他に考慮されている因子を発見するために、不適合事例の分析を行った。

各事例について合成得点を算出し、合成得点をここでの判別中点 $-0.2176$ を超えるものを実刑、それ以下のものを執行猶予と推定した場合、実際の判決と一致しないものは、56ケース存在した。内訳は、合成得点からは執行猶予が相当とされた実刑事例が30ケース、合成得点からは実刑が相当とされた執行猶予事例が21ケース、計51ケースである。実際の判決との一致率は85.6%となった。

今後、量刑基準の分析をより精密なものにするためにも、またその他の量刑因子の発見のためにも不適合事例を個別的に検討することが求められる。実際の判決においては実刑が科されているケースで、合成得点が最も低いケースが〈ケース1〉である。

〈ケース1〉殺人被告事件（懲役2年6月・実刑）、合成得点： $-1.4704$

この事例は、被告人が母親として、精神分裂病に罹患していた一人娘(27歳)の行状やその行く末に関して心労が絶えず、同女を殺害して自分も自殺をしようと無理心中を図り、一人娘を絞殺した事例である。

被告人については自首していること、計画的犯行とはいえないこと、反省の態度が認められること、前科前歴がないこと、犯行時にすでに65歳と高齢であること、現在80歳である夫が被告人を宥恕し、その帰宅を待っていることなど酌むべき状況も認められるのではあるが、被害者を心配すると同時に世間体を気にする余り、しばらく様子を見るようにとの医師の助言に背き、また被害者については、新婚間もなく夫との仲も円満であり、しばらく途絶えていた精神障害者通所施設にも自ら通うようになっていたのであって、本件当時、被害者を死に至らせなければならないような危機的状况にあったとは到底いえないことなどから、あまりにも短絡であると

の非難を免れないとされ、また無防備かつ無抵抗の被害者をいきなり背後から絞殺するという犯行の残忍性、自分の留守中に義母の手によって婚姻したばかりの妻を失ってしまった被害者の夫の悲嘆なども察し、実刑を免れないものとされた。

本件については、判決においては被告人を非難する状況とされている子殺しであることや被害者が精神病に罹患していることなどは、本研究の識別表においては軽減的要因として示されていることなどが、実際の判決と統計上の評価の不適合を生じさせたものと思われる。

本件のような家族殺の事例に関しては、犯行背景のさらなる客観化が求められよう。また、次のケースも不適合となった事例であるが、加害者＝被害者関係とそれが大きく影響する犯行背景の分類を考える上で参考になるとと思われる。

〈ケース2〉殺人未遂被告事件（懲役3年・実刑）、合成得点：-1.1019（執行猶予相当）

この事例は、罹患していたうつ病が重症化していた被告人が、手足に合指症という先天性の障害を有していた孫（8ヶ月）の将来を案じたことなどから、同人を殺害して自らも死のうと決意して自宅の井戸に飛び込んで、孫に重篤な傷害を負わせてしまったとう事案である。被告人には、犯行当時心神耗弱の状態であったことが認められている。この事件においては、被告人がうつ病の状態にあったことや、不幸な家庭内の事情、前科・前歴もないというまじめな生活態度、50歳を越えるという年齢などが考慮されつつも、被害者の母や曾祖母、祖父らの被害感情が激しく被告人を今後家族の一員として受け容れることが困難な状況にあり、被告人に対しては、矯正施設内において相当期間刑に服させ、適切な処遇を受けながら贖罪の日々を送らせることが社会復帰後も見据えた被告人の更生のためには必要不可欠と判断されている。

親族による新生児殺の事例においても、親による子殺しの場合とその他の親族による殺害の場合では評価が異なるようである。このような事例も含めて、家族内の殺人事件については、被害者遺族は被告人自身の家族でもあり、被告人の社会復帰後の環境調整という観点からも、残された家族の感情が量刑に影響せざるを得ないのであろう。

#### 4. 刑期の基準

##### (1) 先行研究との比較の方法

岩井による先行研究においては、実刑事件で懲役3年以下のものとそれを超える科刑を受けたものとを分ける基準について数量化理論第Ⅱ類の手法を用いて分析を行い、科刑の軽重をもたらす要因についての分析を行っている。この分析においては、執行猶予も可能な刑期3年以下のものとそれを超えるものを分ける点を分岐点としてとらえ、量刑判断に影響を及ぼす要因の分析がなされた。なお、前出の(表-2-2)に示したように、先行研究の対象事例中の実刑例については、刑期3年から5年の間に集中しており、懲役3年を分岐点としては両群の該当数に不均衡が生じることも考えられたのではあるが、実刑例94例中、3年以下の懲役のものが36例、それを越える科刑を受けたものが58例という比率となり、統計処理に支障を来さず程度の不均衡は見られないと判断されている。

本研究の対象事例中には、実刑が科された事例が203ケース存在する。なお、刑期の分布状況については(表-2-1)に示したように、全体的な厳罰化傾向を受け、5年から10年の間に最も集中が見られる。このような量刑の分布状況をふまえ、本研究においては、先行研究との比較を目的として、実刑事件で懲役3年以下のものとそれを超える科刑を受けたものとを判別する基準について数量化理論第Ⅱ類の手法を用いて分析を行い、ここで作成した識別表と先行研究での識別表との比較・分析を行うほか、平成



以降、どのような要因が科刑の軽重をもたらしているのか分析を行うために、量刑分布の数的状況から分岐点として適切と思われる実刑事件で懲役5年以下のものを超えて科刑を受けたものとを判別する基準について数量化理論第Ⅱ類の手法を用いて分析を行った。ここでは、懲役3年以下のものを超えて科刑を受けたものとを判別する識別表を「識別表②」、懲役5年以下のものを超えて科刑を受けたものとを判別する識別表を「識別表③」とする。

## (2) 識別表②の分析結果

識別表②については、相関比が0.5593となっている。各因子のカテゴリースコアを算出し、ここでの判別中点-0.6848を判別基準点として合成得点分布状況を見てみると、実際の判決との一致率は91.1%となった。

ここでのレンジ値の識別力の強い上位の項目は、1位：加害者＝被害者関係(1.7820)、2位：殺害手段(1.5621)、3位：既遂・未遂(1.5350)、4位：社会的孤立(1.4189)、5位：犯行時年齢(1.2084)となった。もっとも、実刑例では、社会的孤立ありとされた者は4例しかなく、統計処理には適さなかったことも考えられ、過剰な値が生じたおそれがある。

実刑と執行猶予との識別表と比べて、「殺害手段」の影響力の大きさが注目される。殺害行為の行為態様自体の客観的評価が大きく評価されているということであろう。また、やはり「加害者＝被害者関係」の識別力が最も大きいことは共通している。

個別のカテゴリースコアについては、より長期の刑を導く方向に働く因子については、1位：社会的孤立が認められる(1.3909)、2位：殺害手段がその他(1.0324)、3位：殺害被害者数が2人以上(0.7918)、4位：子供の数が不明(0.5219)、5位：被告人が犯行時未婚であった(0.5209)となった。

反対に、より短期の刑を導く方向に働く因子については、1位：未遂事

識別表② 刑期の基準—懲役3年以下のケースと3年を超えるケースの識別表

アイテム	カテゴリー	実数	3年超	3年以下	カテゴリースコア	レンジ値
		203	170	33		
犯罪の態様に関する因子						
1. 既遂・未遂	既遂	185	160	25	0.1361	1.5350 (3位)
	未遂	18	10	8	-1.3989	
2. 殺害手段	絞殺・窒息殺	98	75	23	-0.1262	1.5621 (2位)
	撲殺・刺殺・射殺	88	82	6	0.1363	
	溺殺・焼殺	11	7	4	-0.5297	
	その他	6	6	0	1.0324	
3. 殺害被害者数	1人	189	158	31	-0.0587	0.8504 (7位)
	2人以上	14	12	2	0.7918	
4. 殺人以外の余罪の有無	殺人類型のみ	175	144	31	-0.0135	0.0979 (24位)
	殺人類型十余罪	28	26	2	0.0844	
5. 動機	利欲・信条・障害排除	46	41	5	0.0955	1.1919 (6位)
	情動	91	82	9	0.1229	
	貧困	19	15	4	-0.1657	
	精神異常	9	7	2	0.2838	
	虐待・育児ノイローゼ・子供不要・世間体	4	2	2	-0.6131	
	服従・迎合、防衛・護身	19	17	2	0.0573	
	その他	15	6	9	-0.9082	
被告人の属性に関する因子						
6. 犯行時年齢	24歳以下	23	20	3	0.1004	1.2084 (5位)
	25～29歳	20	18	2	0.0457	
	30～34歳	20	15	5	-0.6005	
	35～39歳	36	29	7	-0.0361	
	40～49歳	42	41	1	0.5132	
	50～59歳	40	33	7	0.0957	
	60歳～	22	14	8	-0.6952	
7. 職業	無職	90	72	18	-0.0585	0.1777 (22位)
	有職	104	90	14	0.0607	
	その他・不明	9	8	1	-0.1170	
8. 婚姻状態	未婚	16	15	1	0.5209	0.6267 (10位)
	法律婚・内縁	139	116	23	-0.1057	
	その他・不明	48	39	9	0.1325	
9. 子供の数	子供なし・不明	62	55	7	0.0755	0.7989 (8位)
	1～2人	101	80	21	-0.0078	
	3人以上	31	26	5	-0.2770	
	子供の人数は不明	9	9	0	0.5219	
被害者に関する因子						
10. 加害者＝被害者関係	夫・愛人・恋人(全て「元」を含む)	91	84	7	0.2137	1.7820 (1位)
	実父母・義父母	18	15	3	-0.0037	
	他人(同僚・知人・友人・面識なし)	38	36	2	0.1966	
	実子(新生児)	5	2	3	-1.3427	
	実子(就学前)	18	11	7	-0.9914	
	実子(学齢以上)	26	16	10	-0.2064	

	その他の親族	7	6	1	0.4393	
11. 心身疾患等の有無	あり なし	22 181	13 157	9 24	-0.5914 0.0719	0.6633 (9位)
12. 暴力・暴言等による 犯罪誘発性	あり なし・特記なし	90 113	82 88	8 25	0.1363 -0.1085	0.2448 (21位)
13. その他の犯罪 誘発性	あり なし・特記なし	80 123	67 103	13 20	-0.0466 0.0303	0.0769 (25位)
<b>軽減事由に関する因子</b>						
14. 自首	あり なし・特記なし	42 161	31 139	11 22	-0.4813 0.1255	0.6068 (11位)
15. 自殺企図	あり なし・特記なし	18 185	15 155	3 30	0.3906 -0.0380	0.4287 (14位)
16. 心神耗弱	認定あり 認定なし	13 190	9 161	4 29	0.2343 -0.0160	0.2503 (14位)
<b>犯行の背景に関する因子</b>						
17. 家庭内の人間関係 の不和	配偶者と その他の成員と なし・特記なし	64 122	60 96	4 26	0.3288 -0.1588	0.4877 (12位)
18. 経済上の問題	あり なし・特記なし	85 118	75 95	10 23	0.1811 -0.1304	0.3115 (18位)
19. 健康上の問題	あり なし・特記なし	49 154	40 130	9 24	0.2252 -0.0717	0.2968 (19位)
20. 夫の家庭内の暴力等 の悩み	あり なし・特記なし	42 161	41 129	1 32	0.0601 -0.0157	0.0757 (26位)
21. 子供に関する悩み	あり なし・特記なし	50 153	31 139	19 14	-0.1248 0.0408	0.1655 (23位)
22. その他家庭内の問題	あり なし・特記なし	75 128	66 104	9 24	0.0314 -0.0184	0.0498 (28位)
<b>本人自身の問題に関する因子</b>						
23. 精神障害的徴候	あり なし・特記なし	29 174	22 148	7 26	-0.4014 0.0669	0.4683 (13位)
24. 社会的孤立	あり なし・特記なし	4 199	3 167	1 32	1.3909 -0.0280	1.4189 (4位)
25. その他本人の悩み	あり なし・特記なし	48 155	43 127	5 28	0.2404 -0.0744	0.3149 (17位)
<b>本人の生活態度に関する因子</b>						
26. 浮気・男出入りが 多い等の問題	あり なし・特記なし	25 178	22 148	3 30	0.3080 -0.0433	0.3512 (16位)
27. 頻回転職	あり なし・特記なし	8 195	6 164	2 31	-0.3649 0.0150	0.3799 (15位)
28. その他の生活態度 の問題	あり なし・特記なし	56 147	47 123	9 24	-0.0392 0.0149	0.0542 (27位)

判別の中率 91.1%  
判別中点 -0.6848

関連比 0.5593

例（-1.3989），2位：被害者が実子の新生児（-1.3427），3位：被害者が就学前の実子（-0.9914），4位：動機がその他（-0.9082），5位：犯行時年齢が60歳以上（-0.6952）となった。

個別のカテゴリーの評価については，加重的要因に関しては殺害手段や殺害被害者数など事案自体の悪性を客観的に評価する要因が上位項目に現れている。加害者＝被害者関係については，実子殺や親殺しについては軽減的に評価されているのに対し，夫・愛人殺や他人殺，これ以外の親族殺の場合には加重的に評価されている。被害者との関係という点に着目すれば，夫や愛人殺については他人殺に近い評価が示された。

動機については，利己的・保身的な理由の場合は加重的に評価されているのに対し，「虐待・育児ノイローゼ・子供不要・世間体」などについては軽減的方向での機能が示された。虐待と育児ノイローゼを同一のカテゴリーに含めていることに問題が無いわけではないが，子供に関する悩みが認められる場合も軽減的に評価されていることから見ても，全体的な傾向としては子供との関係に関する問題については軽減的方向で評価されていると言えよう。

被告人の人間関係に関しては，家庭内でも配偶者との人間関係に問題がある場合は加重的に，子供との関わりについては軽減的に評価されている。他方で，他人との関わりなど社会関係の構築に問題が認められる場合には加重的に評価されている。もっとも，社会的孤立の因子に関しては該当したケース数が少ないので，特異な事例の影響を強く受けている可能性も否定できない。

実刑事件で懲役3年以下のものとそれを超える科刑を受けたものとを判別する基準に関して昭和50年代前半の分析結果と比較すれば，社会との関係構築に問題がある場合に加重的要因として評価されるという傾向は維持されている。周囲との係わり合いに問題を持つ者は，非協調性ゆえに自己中心的犯行に走りやすいことが量刑に反映しているのであろう<sup>9</sup>。加害者

=被害者関係については、子殺しについては総じて軽減的に評価され、また夫・愛人殺や他人殺の場合には加重的に評価される傾向は共通している。しかし、昭和50年代前半には加重的に評価されていた親殺しの場合が、平成以降は微弱ながら軽減的方向に評価されるように変化したことが注目される。

### (3) 平成以降の刑期の基準

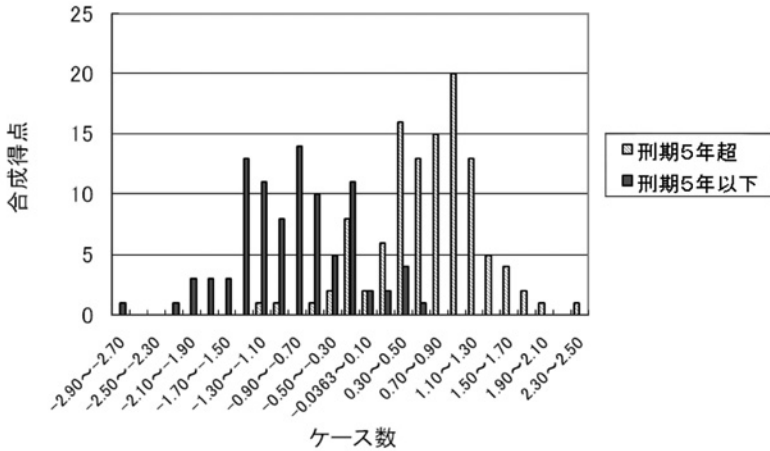
識別表③については、相関比が0.6208となっている。各因子のカテゴリースコアを算出し、ここでの判別中点-0.0363を判別基準点として合成得点分布状況を見てみると、実際の判決との一致率は89.7%となった。なお、合成得点の分布状況については、(図-5)に示した。

ここでのレンジ値の識別力の強い上位の項目は、1位：加害者=被害者関係(2.8743)、2位：既遂・未遂(2.1173)、3位：社会的孤立(0.7422)、4位：犯行時年齢(0.7035)、5位：自首(0.6922)となった。ここでも、社会的孤立は例数が少ないので、表見的に表れた数字の可能性がある。

ここで注目されるのは、子供に関する悩みが6位(0.6468)と上位の項目として評価されているのに対し、配偶者との人間関係の不和や、夫の家庭内暴力等の悩み等の項目に関しては、軒並みその影響力が小さいものと評価されていることである。女性による殺人罪の大半が家族殺であるなか、最も識別力が強い加害者=被害者関係においては、定型的に夫・恋人殺は加重的に、親殺し・子殺しは軽減的に評価されていることから、それらを修正する要因として、被告人の問題性に起因する人間関係の不和、子どもに関する悩みなどが、これらのケースにおいて厳しい処罰をもたらす要因として働いているものと思われる。

個別のカテゴリースコアについては、より長期の刑を導く方向に働く因子については、1位：社会的孤立が認められる(0.7276)、2位：他人殺(0.6364)、3位：殺害被害者が2名以上(0.5233)、4位：子どもに関す

(図-5) 合成得点の分布 (刑期5年を基準)



る悩みあり (0.4875), 5位:その他の親族を殺害 (0.4234) となった。

ここでも社会的孤立が強く機能しているが、この因子に関しては該当したケース数が少ないので、やはり特異な事例の影響を強く受けている可能性も否定できない。他人殺についてはやはり加重的要因として機能している。なお、ここでも、実刑と執行猶予の基準においては加重的に評価されていた親殺しの評価が、刑期の長短の基準においてはその機能が弱まっている。

反対に、より短期の刑を導く因子については、1位:被害者が新生児の実子 (-2.2378), 2位:未遂事例 (-1.9295), 3位:被害者が就学前の実子 (-1.4823), 4位:被害者が学齢以上の実子 (-0.8491), 5位:自首が認められた (-0.5546) となった。

実子殺についてはすべてのカテゴリーにおいて大きく軽減的に評価されており、やはり実子については、年齢に関わらず生命の評価が低いという傾向が維持されている<sup>10</sup>。

加害者=被害者関係に注目すれば、刑期の長短の基準においては、子殺

しや親殺しなど血縁家族内の殺人の場合はすべて軽減的に評価され、また夫・愛人殺や他人殺など直接的な血縁関係が無い場合<sup>11)</sup>にはすべて加重的に評価されているという結果が示された。また、親殺しについては、昭和50年代前半の刑期基準においては加重的要因として評価され、また本研究における実刑と執行猶予とを識別する基準においても加重的要因として機能していたが、ここでは相対的にその機能が弱まっていることが注目される。

## 5. 評価

以上、実刑と執行猶予とを識別する基準においても、刑期の基準においても、被害者＝加害者関係の識別力がもっとも大きく示され、この結果は昭和50年代前半の判例を分析した岩井による先行研究の分析結果と合致する。岩井は以前、「被害者の生命評価の違いが、殺人罪の量刑の広いばらつきをもたらしている最大の要因と考える」と指摘したが<sup>12)</sup>、このことは、女性による殺人罪の量刑に関しては、時代を超えて妥当するものと考えられる。

では、被害者類型の相違は、殺人事件の背景をどのように反映するものなのであろうか。(表-4)には、事件の背景を最も端的に示すと思われる犯行動機と加害者＝被害者関係とのクロス表を示した。

本研究の調査対象事例については、犯行動機については、全体的には「情動」と「利欲・信条・障害排除」が大半を占めている。しかし、このような傾向の中にあっても、親殺しと子殺しについては、相対的に犯行動機を「情動」とする比率が低く、「利欲・信条・障害排除」の比率が高いのに対し、夫・愛人殺や他人殺の場合では、逆に犯行動機を「情動」とする比率が高く、「利欲・信条・障害排除」の比率が低い点に差異が見られる。

さらに両群の相違点を挙げれば、「虐待・育児ノイローゼ・子供不要・

識別表③ 刑期の基準—懲役5年以下のケースと5年を超えるケースの識別表

アイテム	カテゴリー	実数	5年超	5年以下	カテゴリースコア	レンジ値
		203	111	92		
<b>犯罪の態様に関する因子</b>						
1. 既遂・未遂	既遂	185	109	76	0.1877	2.1173 (2位)
	未遂	18	2	16	-1.9295	
2. 殺害手段	絞殺・窒息殺	98	44	54	-0.0568	0.2185 (17位)
	撲殺・刺殺・射殺	88	60	28	0.0835	
	溺殺・焼殺	11	5	6	-0.1350	
	その他	6	2	4	-0.0485	
3. 殺害被害者数	1人	189	103	86	-0.0388	0.5621 (9位)
	2人以上	14	8	6	0.5233	
4. 殺人以外の余罪の有無	殺人類型のみ	175	88	87	-0.0626	0.4538 (11位)
	殺人類型十余罪	28	23	5	0.3912	
5. 動機	利欲・信条・障害排除	46	25	21	-0.0445	0.5795 (7位)
	情動	91	59	32	0.1374	
	貧困	19	10	9	0.1033	
	精神異常	9	2	7	0.1241	
	虐待・育児ノイローゼ・子供不要・世間体	4	1	3	-0.2307	
	服従・迎合、防衛・護身	19	10	9	-0.4421	
	その他	15	4	11	-0.2810	
<b>被告人の属性に関する因子</b>						
6. 犯行時年齢	24歳以下	23	15	8	0.3698	0.7035 (4位)
	25～29歳	20	12	8	-0.3337	
	30～34歳	20	15	5	0.3340	
	35～39歳	36	18	18	0.0720	
	40～49歳	42	26	16	0.1367	
	50～59歳	40	16	24	-0.2410	
	60歳～	22	9	13	-0.3274	
7. 職業	無職	90	48	42	-0.0366	0.0884 (23位)
	有職	104	57	47	0.0272	
	その他・不明	9	6	3	0.0518	
8. 婚姻状態	未婚	16	13	3	0.0099	0.0690 (25位)
	法律婚・内縁	139	74	65	0.0169	
	その他・不明	48	24	24	-0.0521	
9. 子供の数	子供なし・不明	62	47	15	0.2424	0.3789 (25位)
	1～2人	101	41	60	-0.1366	
	3人以上	31	16	15	-0.0779	
	子供の人数は不明	9	7	2	0.1317	
<b>被害者に関する因子</b>						
10. 加害者＝被害者関係	夫・愛人・恋人(全て「元」を含む)	91	58	33	0.3592	2.8743 (1位)
	実父母・義父母	18	11	7	0.0061	
	他人(同僚・知人・友人・面識なし)	38	32	6	0.6364	
	実子(新生児)	5	0	5	-2.2378	
	実子(就学前)	18	3	15	-1.4823	
	実子(学齢以上)	26	4	22	-0.8491	



	その他の親族	7	3	4	0.4234	
11. 心身疾患等の有無	あり なし	22 181	5 106	17 75	-0.4260 0.0518	0.4778 (10位)
12. 暴力・暴言等による 犯罪誘発性	あり なし・特記なし	90 113	49 62	41 51	-0.1666 0.1327	0.2992 (14位)
13. その他の犯罪 誘発性	あり なし・特記なし	80 123	44 67	36 56	-0.0440 0.0286	0.0727 (24位)
<b>軽減事由に関する因子</b>						
14. 自首	あり なし・特記なし	42 161	12 99	30 62	-0.5546 0.1447	0.6992 (5位)
15. 自殺企図	あり なし・特記なし	18 185	11 100	7 85	0.2026 -0.0197	0.2223 (16位)
16. 心神耗弱	認定あり 認定なし	13 190	1 110	12 80	-0.5293 0.0362	0.5655 (8位)
<b>犯行の背景に関する因子</b>						
17. 家庭内の人間関係 の不和	配偶者と その他の成員と なし・特記なし	64 122	34 68	30 54	-0.0543 0.0049	0.2234 (15位)
18. 経済上の問題	あり なし・特記なし	85 118	44 67	41 51	-0.0218 0.0157	0.0374 (26位)
19. 健康上の問題	あり なし・特記なし	49 154	21 90	28 64	-0.1253 0.0399	0.1651 (19位)
20. 夫の家庭内の暴力等 の悩み	あり なし・特記なし	42 161	24 87	18 74	-0.0008 0.0002	0.0010 (28位)
21. 子供に関する悩み	あり なし・特記なし	50 153	16 95	34 58	0.4875 -0.1593	0.6468 (6位)
22. その他家庭内の問題	あり なし・特記なし	75 128	41 70	34 58	0.1019 -0.0597	0.1616 (20位)
<b>本人自身の問題に関する因子</b>						
23. 精神障害的徴候	あり なし・特記なし	29 174	10 101	19 73	-0.0302 0.0050	0.0352 (27位)
24. 社会的孤立	あり なし・特記なし	4 199	1 110	3 89	0.7276 -0.0146	0.7422 (3位)
25. その他本人の悩み	あり なし・特記なし	48 155	30 81	18 74	0.0936 -0.0290	0.1225 (22位)
<b>本人の生活態度に関する因子</b>						
26. 浮気・男出入りが 多い等の問題	あり なし・特記なし	25 178	19 92	6 86	0.1342 -0.0188	0.1530 (21位)
27. 頻回転職	あり なし・特記なし	8 195	6 105	2 90	0.2877 -0.0118	0.2995 (13位)
28. その他の生活態度 の問題	あり なし・特記なし	56 147	33 78	23 69	0.1560 -0.0594	0.2154 (18位)

判別の中率 89.7%

判別中点 -0.0363

相関比 0.6208

(表-4) 加害者＝被害者関係と犯行動機のクロス表

被害者類型	動機								
	合計	利欲・信 条・障害 排除	情動	貧困	精神 異常	虐待・育児 ノイローゼ ・子供不要 ・世間体	服従・迎 合・防衛 ・護身	その他	
実父母・義父母	24	6	9	2	3	0	3	1	
実子（新生児）	30	2	2	11	0	2	1	12	
実子（就学前）	47	10	4	3	11	13	0	6	
実子（学齢以上）	61	22	9	6	8	4	2	10	
その他の親族	16	3	8	0	1	1	3	0	
夫・愛人・恋人(全て「元」を含む)	133	22	82	9	2	3	9	6	
他人(同僚・知人・友人・面識なし)	43	11	25	2	0	0	5	0	
合計	354	76	139	33	25	23	23	35	

世間体」については家庭内特有の背景であることは当然であるとしても、「貧困」を理由とする殺人は家族に向けられ、また「服従・迎合・防衛・護身」を理由とする殺人は、相対的に他人に向けられることが多いと言える。

しかし、(表-4)の全体を概観する限り、あくまで犯行動機という観点からは、家庭内での殺人と他人殺との間に特段の構造的差異を見て取ることは出来ない。もっとも、本研究で用いた識別表の分類上では、動機や加害者・被害者関係については、同じカテゴリーに属し、分析上は同様の評価を受けているものでも、実際には裁判所の評価は大きく分かれており、カテゴリー分類の作成において客観化が不十分であったものと思われる。今後の課題としては、女性による殺人の量刑に際しては、とくに子殺しの場合に、動機と加害者＝被害者関係の組み合わせの類型について、さらに細分化した整理が求められよう。

また、加害者＝被害者関係に着目すれば、女性による殺人罪の量刑基準に関しては、女性による殺人については家庭内での事件が大半であるなか、実刑と執行猶予との基準については、子殺しか否かにより大きく量刑上の

評価が分かれ、また刑期の基準に関しては、子殺しや親殺しなど血縁家族であるか否かにより評価が明確に分かれていることが確認された。

なお、家庭内暴力の量刑上の評価を検討するには、女性による殺人罪に対する量刑判断の基準および判断基準の変化のみならず、男性による殺人事件の量刑の分析との比較も含めて殺人事件全体の量刑基準の中で評価する必要があるが、それについては他日を期したい。

本研究において用いた殺人判決の収集は、平成17年度専修大学研究助成(個別研究) 課題「児童虐待事例の研究—殺人事例の分析を通して」に負っており、その成果の一である。記して、感謝申し上げる。

## 註

- 1 中谷瑾子「女性犯罪と刑の量定(一)～(三・完)」慶應法学研究41巻6号(1968) 1～29頁, 41巻10号(1968) 25～61頁, 42巻2号(1969) 22～97頁。
- 2 岩井宜子「女性による殺人罪の量刑」慶應法学研究56巻8号1頁以下。
- 3 昭和51年～55年, また昭和30年の量刑分布状況に関しては, 岩井(前掲・注2) 3頁より引用した。
- 4 岩井(前掲・注2) 4頁。
- 5 もっとも, 厚生労働省の統計によれば, 近年は20歳未満の群を除いて, 全体としては人工妊娠中絶数についても減少傾向が見られる。近年の人口妊娠中絶件数・実施率については, 厚生労働省のHP内の厚生統計要覧より参照可能である。(http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/youran/data18k/2-17.xls)
- 6 平成15年版犯罪白書267頁。
- 7 小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法 アメリカ法と日本法の挑戦』(信山社, 2002) 398頁(注43)。
- 8 量刑分析に際しての多変量解析の手法の有用性について, 岩井宜子『刑事政策(第3版)』(尚学社, 2005) 232頁以下(第6章「刑の量定」)参照。また荒木伸怡「刑事法学における多変量解析に応用とその前提」ジュリスト760号(1982) 113頁以下。
- 9 岩井(前掲・注2) 21頁。
- 10 岩井(前掲・注2) 21頁。
- 11 類型上「養父母」も含むが, 大半は実親である。
- 12 岩井(前掲・注2) 26頁。

